

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に、資格喪失日に係る記録を45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年10月1日まで

A事業所B支社C出張所に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入した記録が無い。しかし、当該期間は厚生年金保険に加入していた記憶があり、事業主も勤務期間において厚生年金保険に加入していることを証明していることから、当該期間が未加入との記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できるとともに、事業主が提出した社会保険台帳には、「職員番号、健保番号」欄に申立人の番号が記載されているほか、資格取得年月日欄には「44.11.1」、資格喪失年月日欄には「45.10.1」とそれぞれ記載されており、申立人が申立期間において組合管掌健康保険に加入していたことがうかがえる。

また、事業主は、「申立期間において、厚生年金保険と（組合管掌）健康保険のどちらか一方だけ加入するような取扱いはしていない。」と回答しており、事業主が提出した社会保険台帳の記録から申立人が申立期間において組合管掌健康保険に加入していたことがうかがえることから、事業主は、申立人について、厚生年金保険についても組合管掌健康保険と同様に加入していたものとして取り扱っていたものと推認される。

さらに、申立人は、「当該営業所で事務員として採用されたのは、私が最初である。」としており、申立人が申し立てている事務員としての後任者（1人）は、申立期間の終期である昭和45年10月1日から47年7月4日までA事業所B支社において厚生年金保険に加入していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申し立てている事務員としての後任者（1人）の標準報酬月額の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについて不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考える。

これらのことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立てどおりの資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月から45年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年9月まで
友人から、サラリーマンの妻であっても国民年金に加入できることを聞いた。その友人よりも加入始期は遅くなったと思うが、申立期間は国民年金保険料を納付している。年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月21日に払い出されているが、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、当該記号番号払出しの時点では、制度上、さかのぼって加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金に加入するきっかけとなったその友人の任意加入は昭和44年4月25日であり、申立人はその友人より加入始期は遅くなったと思うと述べていることから、上述のとおり、払出しのあった同年10月に加入手続を行ったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の当初から国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和44年10月21日）まで、同一住所地に居住していたことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難く、申立人に聴取しても、「国民年金手帳は、現在持っている1冊だけで、ほかの国民年金手帳は記憶に無い。」と回答している。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 53 年 3 月に私が大学を卒業した時、母が A 市区町村で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付は、母がすべて行っており、私が B 都道府県に転出する際に、A 市区町村の職員から「国民年金保険料を納めていないのは大学在学中の 4 年間のみです。」と言われた。このことから、未納は 4 年間だけだと思っていた。

以上から、記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付を行っていたと申し立てているが、申立人の母から聴取しても記憶は曖昧であり、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、申立期間の国民年金への加入状況及び国民年金保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 8 月 7 日以降に払い出されていると推測され、その時点では、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付できないほか、申立人は 20 歳到達日（昭和 50 年 5 月 1 日）以降 B 都道府県に転出する 61 年 7 月 7 日まで A 市区町村に居住していることなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

昭和45年末に退職した時点で、A社会保険事務所へ国民年金の加入手続に行った覚えがある。当初は集金により保険料を納付していたが、その後、集金人から口座振替による納付を勧められたのでそれに変更したと思う。口座振替による保険料納付を始めたころまでは、私一人の国民年金加入であり、自営業である夫も口座振替した時点で加入したと思う。保険料は、800円から900円ぐらいで年々上がっていったと思う。毎月集金に来ていたが、収入はあったので払えない状況は全く無かった。60年ごろより夫と別居、離婚のため、転居を2、3回しているので証拠となるものは何も残っておらず、記憶のみであるが、保険料は払っているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年末に退職した時点で、A社会保険事務所へ国民年金保険の加入手続に行った覚えがある。」としているが、同社会保険事務所は、57年6月の設置であり、申立期間当時、同社会保険事務所で手続を行うことはできない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月29日に払い出されていることが確認でき、この時点で加入手続が行われていたと考えられるが、申立人は50年10月に加入手続した記憶は無く、この時は、口座振替をした時期だと思うと述べている。しかしながら、当時申立人が居住していたB市区町村では52年4月から口座振替を実施していたとし、申立人の供述とは異なる。

さらに、上記のとおり国民年金手帳記号番号払出時点で、申立期間のうち昭和46年2月から48年6月までの国民年金保険料は、特例納付以外では時効により納付できないが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の元夫も申立期間の国民年金保険料は未納であり、申立人及

びその元夫が特例納付を行った事情もうかがえない。

加えて、申立人は昭和40年4月から50年10月29日の国民年金手帳記号番号払出しまでの間、同一市区町村に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 222

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

昭和46年10月末に結婚し、A事業所で働いていた。数か月経って、亡父が妻に「年金をさかのぼって掛けたから、掛け忘れは無い。」と言っていたと聞き、今日まで掛け忘れは無いと思っていた。申立期間について国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたことを申立人の父から聞いていることから、申立期間の保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の妻は、いつ、だれが、どこで納付したのか等、納付状況は不明であるとしているほか、納付したとする期間も不明であり、申立人の父及び保険料を納付した可能性があるとする申立人の兄は既に亡くなっていることから、申立期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年8月以降に払い出されたものと推測できるが、申立人は、出生後現在に至るまで同一市区町村内に居住していることから、この記号番号とは別の記号番号が払い出されているとは考え難く、申立人も「国民年金手帳は現在所持している1冊しか持っていない。」と回答しているなど、過年度納付や特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から49年3月まで

昭和46年8月末に会社を辞め、10月に結婚し、A事業所で働くことになった。数か月経って、亡義父から、「年金をさかのぼって掛けたから、掛け忘れは無い。」と言われ、その後もずっと亡義父が、全額掛けてくれていたと思っていた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したことを申立人の義父から聞いていることから、申立期間の保険料を含め、その後も自身の保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人は、いつ、だれが、どこで納付したのか等、納付状況は不明であるとしているほか、納付したとする期間も不明であり、申立人の義父及び保険料を納付した可能性があるとする申立人の義兄は既に亡くなっていることから、申立期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から昭和51年9月17日以降であることが推測できるが、その時点で申立期間の一部は時効により納付することはできず、申立人は、出生後現在に至るまで同一市区町村内に居住していることから、この記号番号とは別の記号番号が払い出されているとは考え難く、申立人も「国民年金手帳は現在所持している1冊しか持っていない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から51年3月まで

結婚当初の昭和45年3月ごろ、私が当時住んでいたA市区町村に義母が訪ねて来た時に強く言われ、夫と私の国民年金加入手続を併せて行い、保険料を納付することにし、集金で納付をしていた。59年3月に帰郷した時に、書類を処分したことから証拠になる資料が残っていないが、確かに納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金保険料を申立人の夫の保険料と一緒に集金人に渡していたとしているが、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年8月2日に申立人の夫と連番で払い出され、社会保険庁の記録により、申立人及びその夫は、同年4月分から国民年金保険料を納付したことが確認できることから、申立人は、申立人の夫と同時に国民年金加入手続を行い、保険料は現年度分であった51年4月分から二人分を併せて納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、昭和51年8月2日に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人は「さかのぼって納付した記憶が無い。」と回答しており、特例納付などにより納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の当初から国民年金手帳記号番号の払出時点まで同一住所地に居住していたことなどから、この記号番号とは別の記号番号が払い出されているとは考え難い。

その上、申立人が所持している年金手帳の色は昭和49年11月以降に発行されたオレンジ色の手帳であることから、申立人の国民年金加入手続が51年8月ごろであったことがうかがえ、45年3月ごろ国民年金加入手続を行ったとする申立てとは一致しない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預貯金通帳及び確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から 47 年 11 月 25 日まで
② 昭和 48 年 8 月 21 日から 52 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間中、A事業所で勤務した。同僚から同事業所において厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、私が未加入となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主に照会したところ、「申立人は、申立期間当時、当社の社員ではなく取引（下請け）業者であったため（雇用関係は無い）、厚生年金保険に加入させていなかったが、申立人が同僚として名前を挙げた者は当社の正社員だったため厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する記録によると、同事業所は昭和 45 年 7 月 21 日に厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間の一部は厚生年金保険が適用されていない上、同事業所の被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立期間における欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間において雇用保険に加入していない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 39 年 12 月 19 日に普通自動車第二種運転免許を取得し、A 事業所に勤務した。翌年の 1 月中旬に健康保険証と厚生年金保険被保険者証を交付されたが、前の会社の厚生年金保険被保険者証があったので統合してもらうため、1 月末に会社に提出した。以後、厚生年金保険被保険者証が手元に返るまで、相当の期間があったが引き継がれていると思っていた。申立期間が未納であるという記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立てのあった事業所が昭和 36 年 9 月 1 日から適用事業所であったことは確認できるが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格取得年月日は申立期間の終期である 40 年 5 月 1 日と記録されている。

また、A 事業所から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人は昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得と記載されている上、事業所は「申立人は申立期間後である 40 年 5 月 1 日から正規職員として勤務していたが、同年 4 月まではパートタイムの職員として勤務していた。申立期間当時、一般的に、パートタイムの職員は厚生年金保険に加入させておらず、保険料の控除も行っていなかった。」と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 5 月 1 日までの間の整理番号に欠番は無く、申立人の資格取得年月日である 40 年 5 月 1 日より前に申立人の加入記録は無いことから、同事業所が申立期間について申立人の厚生年金保険の資格取得手続を行ったとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録は、厚生年金保険と同様に昭和 40 年 5 月 1 日に加入となっており、申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立期間における申立人の厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。